平成 25 年 11 月 18 日

各　　位

会 社 名　株式会社 CSS ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　林田　喜一郎
(JASDAQ コード番号 2304)
問合せ先　執行役員財務室長　岩見　元志
(TEL:03-6661-7840)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年 12 月 19 日開催予定の第 29 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

単元未満株式についての権利を定めるため、定款 8 条(単元未満株式についての権利)を新設し、これに伴い現行定款 8 条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものであります。なお、当社は、平成 25 年 8 月 26 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用する旨、ならびに会社法の規定に基づき、定款第6条(発行可能株式総数)の変更および第 7 条(単元株式数)の新設を行う旨を決議いたしております。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
第2章　株式	第2章　株式
	(単元未満株式についての権利)
(新　　設)	第8条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定よる請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第 8 条～第 41 条　(記載省略)	第 9 条～第 42 条　(現行どおり)

3. 日　程

定時株主総会開催日　　平成 25 年 12 月 19 日
定款変更の効力発生日　　平成 25 年 12 月 19 日

以　上